

## 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

☎介護保険料……………本所長寿介護課☎35 - 1289または各地域庁舎市民福祉課へ  
国民健康保険税……………本所課税課☎35 - 1176  
後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎35 - 1292または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に令和7年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、令和6年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

### 現在、既に年金から差し引かれて いる方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しません。前年度に引き続き、原則2月に差し引かれた額と同額を、4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

### ■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

#### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和34年4月3日～10月2日  
生まれで、新たに年金からの差  
引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知  
書をお送りします

#### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和34年4月3日～10月  
2日生まれで、新たに年金からの差  
引きの対象世帯となった方  
→2月中旬に仮徴収額決定通知書  
をお送りしています

#### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

令和6年6月1日～10月2日に後  
期高齢者医療制度に加入し、新たに  
年金からの差引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知書  
をお送りします

### ■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方 に該当する方	①～⑤の全て に該当する方	①～③の全て に該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

### ■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引き が始まる時期
昭和34年4月3日～10月2日生まれ	令和6年6月1日～10月2日	4月
昭和34年10月3日～12月2日生まれ	令和6年10月3日～12月2日	6月
昭和34年12月3日～昭和35年2月2日生まれ	令和6年12月3日～令和7年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

# 市制施行20周年記念返礼品を募集します！

問本所総務課 ☎35 - 1114

市制施行20周年を記念した、限定のふるさと納税返礼品を募集します。魅力ある返礼品としてPR強化を図っていきますので、ぜひご応募ください。

- **応募資格** 市内に事業所、工場、その他生産拠点がある法人・団体または個人事業者
- **要件** 次の①～④全てに該当する返礼品
  - ①市内で生産もしくは製造・加工されている
  - ②価格や内容量等が、ふだんの取引よりも1割以上お得である
  - ③100セット以上提供可能である

④市が提供する梱包資材を使用するとともにPRチラシの同梱も可能である

■ **申込み** 申込書に記入の上、4月18日☎まで同課にメールまたはFAX24 - 9071へ（申込書は市HPからダウンロード可）

■ **その他** 1事業所1品まで応募可。応募多数の場合、選考あり



# 荘内病院医師修学資金貸与制度をご利用ください

問荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6327

将来、荘内病院に医師として勤務する意思がある医学生に対し、最大で年額200万円の修学資金を貸与します。医師免許取得後、一定の期間同院に勤務した場合は、貸与資金の返還が免除されます。地域医療に志を持つ方はぜひご応募ください。

## ■ 申込資格

- 次の①～③全てに該当する方
- ①医学を履修する大学課程に在学している
- ②卒業後、医師として同院に勤務する意思がある
- ③他の修学資金等の返還義務がない（卒業後の就労先に制限がないものは除く）

## ■ 貸与期間

在学中の大学の正規の修業年限まで

## ■ 申込期間と応募方法

4月1日☎～5月31日☎に応募書類を同院総務課にお持ちになるか簡易書留で郵送（当日消印有効）

## ● 返還全額免除の要件



詳しい要件や必要書類などは同院HP



# 令和8年4月1日採用予定 鶴岡市職員採用試験

問荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6341

## ■ 募集職種・受験資格

- ▷ **薬剤師**…昭和51年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方
- ▷ **看護師【助産師】**…昭和41年4月2日以降に生まれ、看護師免許を取得している方
- ▷ **理学療法士**…平成3年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許を取得している方
- ▷ **臨床工学技士**…平成3年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士免許を取得している方
- ▷ **社会福祉士**…平成3年4月2日以降に生まれ、社会福祉士免許を取得している方

※各職種とも、令和8年4月までに免許取得見込みの方も応募可。

## ■ 試験日時・会場

- ▷ **適性検査** 6月1日☎～22日☎（全国のテストセンターでオンライン受験）
- ▷ **面接試験** 6月29日☎（対面またはオンライン）

## ■ 申込み受付・応募書類提出先

4月7日☎～5月23日☎に、市HP「電子申請」から申込みまたは応募書類を同院総務課に郵送（当日消印有効）



試験案内は同院HP

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

## ごみの分け方・出し方にご協力ください

環境政策課（つるおかエコファイア） ☎22 - 2848または各地域庁舎市民福祉課へ

### ■連休期間中のごみ収集

4月29日(火)、5月6日(火)

…収集はありません



4月30日(水)～5月2日(金)・5日(日)は通常どおり収集します。収集日を「ごみ収集カレンダー」で確認して、計画的なごみ出しをお願いします。

### ■ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」 令和7年度のごみ受入日

■日時 月曜～金曜日、一部の祝日…午前8時30分～11時50分、午後1時～5時

毎月第2土曜日…午前8時30分～11時50分

■対象 家庭から出るもやすぐみ・布団・古紙類、事業系一般廃棄物

■費用 10kgにつき120円（古紙類は無料）

### ■資源回収にご協力ください

#### ○集団資源回収

町内会等で、古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）・金属類・びん類などの資源ごみの集団資源回収が行われています。子供会・町内会等の実施団体には、回収量に応じて報奨金が交付されます。

※回収日・回収場所は町内会等の実施団体にご確認ください。新たに集団資源回収を開始したい場合は、環境政策課にご相談ください。



#### ○つるおかエコファイアでの回収

古着・古紙類・パソコンなどのデジタル機器・水銀製品等を無料で回収しています。



■日時 月曜～金曜日…午前8時30分～11時50分、午後1時～5時

毎月第3日曜日…午前9時～11時30分

### 市民まちづくり活動促進事業「鶴岡まち活」

## 市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

本所地域振興課 ☎35 - 1191または各地域庁舎総務企画課へ

市民が主役のまちづくりを推進するために、まちづくり活動や、行政との協働事業の活動費に補助します。

#### ■対象事業

##### ●基本コース・チャレンジコース

鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動

##### ●学生コース

学生が自発的に行う地域についての学び、またはまちづくりに取り組む活動

##### ●パートナーコース

市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用

#### ■補助対象経費

講師への謝礼、資料印刷代、イベント保険料等（コースによって上限額が変動）

#### ■申請期間

4月上旬から

要件や応募方法等  
詳しくは市HPへ



#### ○前年度の「鶴岡まち活」事業報告会

日 4月26日(土)午後1時30分 場 F O O D E V E R (フォーデヴァー) またはオンライン 申 4月18日(金)まで本所地域振興課へ 他 終了後に同事業の事前相談会を開催（要申込み）

### 地域介護予防活動支援事業補助金「つるおか元気アップ支援事業」

## 運動を取り入れた介護予防活動を支援します

本所地域包括ケア推進課 ☎29 - 4180または各地域庁舎市民福祉課へ

■補助期間 来年3月31日(日)まで

■対象団体 65歳以上の市民5人以上で構成され、30分以上の運動を含む約90分の介護予防活動を、月2回以上行う団体

■補助対象経費 講師への謝礼、資料印刷代、会場

使用料等

■金額 65歳以上の方10人以上…年間5万円  
同5人以上…年間2万5千円

■申請期間 4月30日(日)まで

（申請書類等は市HPからダウンロード可）





3月1日、鶴岡市立荘内看護専門学校が、令和5年度に建設された現在の校舎の下での最後の卒業生、その別れの涙が光った。昨年2月に着手した新校舎の建設工事は3月25日に完了し、いよいよ新しい校舎での授業が始まる。新校舎は、より実践的な看護シミュレーションができる教室を備え、学年定員をこれまでの20人から30人に拡大。まずは順調なスタートを切る事ができた。

また、この4月時点で、荘内病院の医師数は、昨年同期比で10人以上増え、80人を超え新病院となつてから過去最高となった。引き続き、地域課題である医師・看護師の確保に力を入れていく。

3月4日、市議会3月定例会が始まった。その初日、各会派の代表者の質問に市長が答える総括質問は、新年度の市政の方向性を示す重要なやり取りだ。その答弁の中で、私は新鶴岡市学校給食センター整備基本計画(案)における「調理を民間に委託する」とした記載を見直すことを表明した。

現在、本市には、藤島、榊引、朝日、温海、そして令和12年度に新センターの供用開始を計画する鶴岡の計5つの給食センターがある。羽黒については、平成24年に鶴岡センターに統合されている。現在の鶴岡センターは、市の正規職員である技能職と位置付けられる職員と、いわゆる臨時職員である会計年度任用職員によって調理が行われている。その他の4センターは、民間事業者への委託によって調理が行われている。

パブリックコメントに付した基本計画(案)では、現在の公務員によって調理されている鶴岡センターの何を引き継ぎ、何を改善するのか、その重要な説明が欠けたまま「調理を民間委託する」という記載となつてい

議会の市民の皆様の間でも、調理の直営維持か、民間委託かで、様々な意見が出され考えが割れている。私は、行政だから、あるいは民間だから、給食の質が担保されるといったものではなく、確実な質の向上を実現できる仕組み作りこそが重要だと考えている。行政から民間に、主体が変われば全てが良くなる保証はない。「民間委託」は魔法の杖ではない。現在の、鶴岡センターには、調理師の資格を持つている職員もいるが、任用上の位置付けは明確になつていない。また、障害のある人もともに活躍できる共生社会への対応も必要だ。今回は、一旦立ち止まって、おいしい学校給食を食べた子供たちが、その調理現場で働きたいと思えるような、未来の調理現場を造りたい。

3月11日、予算特別委員会でも、新学校給食センター整備予算に関する集中審議が行われた。その際、論点の1つになつたのは、調理の完了から給食の開始までを2時間以内とする、いわゆる「喫食2時間ルール」だった。ルールが守られているのか、給食の提供エリアの見直しまで必要なかどうか。こうした点を考慮すると、調理の具体的な内容も含め、様々なことを検討する必要がある。基本計画の年度内の取りまとめを見送り、新年度に対応する必要があると判断した。

民主主義の要は、対話だ。3月9日、まちキネで『ポストン市庁舎』を鑑賞し、粘り強く対話を重ねることの重要性を改めて考えた。学校給食発祥の地としての役割とは何だろうか。給食費の無償化はいわば原点復帰の1つだが、新たな施設整備と運営についても、先人達の思いを、今日の課題を付加し、未来を見据えて一歩進める、そのことが求められているのだと思う。

皆川 治

### 対象者にお知らせを郵送します 各種定期予防接種のお知らせ

健康課 (にこふる) ☎35 - 0157または各地域庁舎市民福祉課へ

種類	対象
①麻しん・風しん第2期	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
②日本脳炎第2期	平成27年4月2日～28年4月1日生まれ
③ジフテリア・破傷風	平成25年4月2日～26年4月1日生まれ
④子宮頸がん(HPVワクチン)	平成21年4月2日～26年4月1日生まれ
⑤高齢者肺炎球菌(未接種者のみ)	(1)65歳の方 (2)60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害がある方(身体障害者手帳1級相当)
⑥高齢者带状疱疹	(1)今年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方 (2)60歳～64歳で、ヒト免疫不全により免疫機能に障害がある方

■通知の時期  
 ▷①～④・⑥…4月  
 ▷⑤-(1)…誕生月の翌月上旬  
 ▷⑤-(2)…5月

### 健康・福祉・年金

#### HPVワクチンのキャッチアップ接種期限が延長されます

期限 来年3月31日④ 対平成9年4月2日～21年4月1日生まれの女性  
 で、令和4年4月1日～7年3月31日に1回以上接種している方 健康課

(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ

#### がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費の一部を助成します

■助成金額 医療用ウィッグ：2万円  
 または購入経費の2分の1のいずれか低い額 乳房補整具：1万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額  
 健康課(にこふる) ☎25・273

1 他市HP

重粒子線がん治療の費用の一部を助成します

山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受ける方に對して、治療費を助成します。

■助成金額 公的医療保険が適用とならない重粒子線がん治療の費用から、先進医療特約保険等の費用を差し引いた額（上限62万8,000円）**申**健康課（にこふる）☎25・2731  
他市HP

将来の胃がん予防のために中学生胃がん予防事業

胃がんの原因であるヘリコバクター・ピロリが体の中に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施します。詳しくは学校を通じてお知らせします。  
■本市に住民登録がある中学2年生  
■健康課（にこふる）☎25・2731

日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 **関**65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等（要介護2以上または認知症自立度IIa以上）  
▼電磁調理器 **関**65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等（介護予防・日常生活支援総合事業の基本

チェックリスト該当者または要支援1以上）

▼共通 **申**身分証明書（マイナンバーカード・保険証等）をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課へ

はり、きゅう、マッサージ等施術費の一部を助成します

■70歳以上の方 **関**市と協定を結んでいる、はり・きゅう・マッサージ師等から施術を受ける場合に、1回当たり1,000円の助成券を年6枚、10月以降の申請については年3枚交付（申請は年1回）**申**身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をお持ちの上、本所地域包括ケア推進課☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課へ **他**鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

リフト付きタクシーを利用する方に助成券を交付します

■市内在住で次の全てに該当する方  
①65歳以上または40歳〜64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税  
③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 **内**医療機関への通院や入退院のため、リフト付きタクシーを利用する場合に、1枚当たり300円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 **申**身分証明書

（マイナンバーカード・保険証等）をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課へ

認知症高齢者等見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者などの見守りや話し相手等を行います。

■市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がIIa以上の方 **利**用上限 1か月当たり80時間まで **費**1時間200円（利用時間帯によって割増し。生活保護世帯は無料）**申**各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所地域包括ケア推進課☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課へ **他**事前担当のケアマネジャーに要相談

紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ③市内一円に配達可能であること **業**務開始 9月配達分から **申**5月9日☎まで本所地域包括ケア推進課☎35・1274へ

完全予約制です

耳や手足の不自由な方ための巡回相談

■5月14日☎午後1時〜3時 **場**にこふる **関**18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方（聴覚のみ）、既に交付を受けている肢体不自由障害者で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）**相**談科目 聴覚、肢体（手帳をお持ちの方）各6人 **持**保険証、身体障害者手帳（交付済みの方）  
■5月1日☎〜9日☎に本所福祉課☎35・1273、FAX25・9500またはメールで **他**市HP

障害者手帳の交付・居住地変更

障害の内容や程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は居住地変更届が必要です。

▼身体障害者手帳 **関**手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方  
▼療育手帳 **関**発達期に知的機能の障害が見られ、日常生活に制限のある方  
▼精神障害者保健福祉手帳 **関**精神の疾患があり、日常生活に制限のある方  
▼居住地変更届 **持**手帳、マイナンバーカードまたは通知カード  
▼共通 **関**本所福祉課☎35・1273

または各地域庁舎市民福祉課へ

### 令和7年度の特定健診・ 特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または市から指導の案内を送付します。

▼共通 国民健康課（にこふる） ☎25・2731、本所国保年金課 ☎35・1292または各地域庁舎市民福祉課へ

### 国民年金からのお知らせ

▼令和7年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万7,510円です（年間保険料は21万1200円）

▼保険料の前納制度や当月口座振替（早割制度）がお得です 保険料1年分を4月30日④までに一括で納付すると納付額は20万6,390円となり、3,730円お得です。また、その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額60円割引されます。前納や早割の方が、国民年金の被保険者でなくなった場合、納めすぎた保険料は還付されます。

▼共通 国民年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294または各地域庁舎市民福祉課へ  
他HP 

### 子育て・教育

#### 児童に関する 各種手当のお知らせ

▼児童手当 高校生年代までの児童を養育している方 ■支給月額 ▼0歳～2歳（第1子・2子）：1万5,000円 ▼3歳～高校生年代（第1子・2子）：1万円 ▼第3子以降：3万円 ■支給日 偶数月の15日まで  
▼4月の支給日は、4月15日④です

▼児童扶養手当 離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等で児童を養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額 ▼第1子：4万6,690円～1万1,010円 ▼第2子以降：1万1,030円～5,520円  
■支給日 奇数月の11日 ■支給期間 児童が18歳に達した年度末まで（障害児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 対身体や精神に重度～中度の障害がある児童を在宅で養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません）

■支給月額 ▼1級障害：5万6,800円 ▼2級障害：3万7,830円 ■支給日 4月・8月・11月の11日 ■支給期間 児童が20歳に達した月まで

▼共通 子育て推進課（にこふる） ☎26・0176または各地域庁舎市民福祉課へ

### 税・生活・その他

#### 固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます 対納税者とその同一世帯の家族、納税者の代理人

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます 対納税義務者とその同一世帯の家族、納税管理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 4月1日④～6月2日④  
場本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 ■課税台帳の写しの交付は有料  
持本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等。代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要） 場本所課

税課 ☎35・1178

### 町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、住みよい地域を作るための組織で、住民同士の親睦や、ごみステーションの設置、清掃及び広報紙の配付等も行っています。

場加入手続き等：お住まいの町内会等へ 連絡先が不明な場合：本所コミュニケーション推進課 ☎35・1203または各地域庁舎総務企画課へ

### 春の交通安全県民運動

4月6日④～15日④は、ルールを守り、歩行者に思いやりのある運転で交通事故を防ぎましょう。▼横断歩道付近では、横断する歩行者等がないか確認する ▼歩行者がいた場合は、必ず止まって安全に渡らせると 場本所防災安全課 ☎35・1204

### 春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。▼1人で出掛けない ▼行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する ▼携帯電話等の通信手段を確保する ▼道に迷ったらむやみに動き回らない ▼早く出掛けて早く帰る ▼熊に注意し、鈴やラジオなど音の出るものを携帯す

る ▽ダニが媒介するウイルス感染症への対策として、長袖を着用する 〇本所防災安全課 ☎35・1204

**廃棄物等を屋外で燃やす野焼きは法律で禁止されています**

野焼きは大量の煙や臭いを発生させ、近隣の生活環境に支障を来すことに加え、火災の原因にもなり大変危険です。野焼きは犯罪であり、行った者には懲役または罰金が科せられます。また、基準に満たない焼却炉での廃棄物の焼却も野焼きに該当します。

〇野焼きについての相談：環境政策課 ☎26・0139 火災の場合：☎119

**農作業中の事故に注意しましょう**

乗用型トラクターの転落・転倒による事故が毎年発生しています。シートベルト・ヘルメットを着用するなど、法令を遵守して走行しましょう。

▽ほ場周辺で減速、危険箇所の迂回ルートを設定 ▽道路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強 ▽安全フレーム付きトラクターの使用 ▽各種保険への加入 〇本所農政課 ☎35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ

**農産物の販路拡大に向けたチャレンジを支援します！**

〇商談会参加、PR資料制作など農産物等の販路拡大に向けた新たな取り組み

み ■補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上限額10万円) 〇本所農政課 ☎35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ 〇他市HP

**農林水産業の6次産業化に取り組んでみませんか**

〇鶴岡産の農林水産物を活用し、6次産業化等に取り組む事業 ■補助金額 事業費の3分の2以内(上限15万円) 〇本所農政課 ☎35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ 〇他市HP

**農業者向けの補助金、講座等をご案内するおか・アグリメール**

■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名を明記し、本所農政課にメールまたはFAX25・8763に送信 〇同課 ☎35・1295

**「地域計画」を策定しました**

地域での話し合いを基に、将来の農業・農地利用の在り方を示す地域計画を市内全域71地区で策定しました。内容等詳しくは、市HPをご覧ください。 〇本所農政課 ☎35・1295

**ヒナを拾わないでください**

春から夏にかけて、ヒナを見掛けることがあります。親鳥が近くにいる

ため、救助せずそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。 〇本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ

**4月15日④～5月14日④は「みどりの月間」 緑の募金にご協力ください**

緑の募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に活用されています。また、緑化事業を行う団体に交付金制度による助成を予定しています。 〇本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ

**下川・湯野浜地区で実施します 松くい虫防除作業にご協力を**

松くい虫被害は放置すると広範囲に拡大するおそれがあるため、被害木の伐採を6月上旬まで、薬剤散布を5月下旬～6月上旬に行う予定です。 〇本所農山漁村振興課 ☎35・0145

**「ふるさとの山を守る」火の手から 山火事注意！ 多発時期です**

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。山に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。 〇本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ

**森林法により義務付けられています 伐採には届出が必要です**

森林の立ち木を伐採するときは、伐

採を始める90日前～30日前の間に届出をしないと罰金が科せられる場合があります。また、伐採や造林が完了したときは、森林の状況報告を行うことも義務付けられています。 〇本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ

**「守りたい未来があるから火の用心」 春季火災予防運動**

4月9日④～22日④は春季火災予防運動の実施期間です。春先は空気が乾燥するため、たき火・たばこなどが原因の火災が全国各地で多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安心して生活できる地域を目指しましょう。 〇消防本部予防課 ☎22・8332

**正社員化促進事業奨励金を支給します**

市内に在住・勤務する50歳未満の非正規雇用労働者の方を正社員に転換し、6か月間継続して雇用した事業所に対し、奨励金を支給します。

■支給金額 1人7万5,000円(20万円) 〇本所商工課 ☎35・0633 〇他市HP

**鶴岡への就職・採用を応援します**

▼U・ターン就職活動交通費等支援事業補助金 ■対象経費 市外在住の大学生等が、市内事業所を対象とした

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課  
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

就職活動で支払った交通費と宿泊費  
■補助金額 対象経費の2分の1以内(上限3万円)

▼オンライン採用活動支援事業補助金  
■対象経費 市内の中小事業主が新規学卒者等を正社員として雇用するために行うオンラインでの採用活動に係る経費  
■補助金額 対象経費の2分の1以内(上限20万円) 他要  
事前相談

▼共通 申来年3月31日⑩まで申請書を本所商工課☎35・0633へ

### 予算額に達した時点で終了します 木造住宅耐震診断への補助

耐震診断士の派遣と耐震診断費用の補助を行います

⑩平成12年5月以前に建築された在来軸組工法の2階建て以下の木造住宅  
■申込者負担額 1万5,000円(設計図面がない場合は、1万9,000円) ⑩4月14日⑩〜12月26日⑩に本所建築課☎35・1432へ

### 道路の異常をラインで通報 できます

道路に穴が開いているなどの異常等を発見した場合、ラインで通報することができます。私道を除く全国の道路が対象ですので、2次元コードで友だち登録した上で通報してください。

⑩本所土木課☎35・1403  
他道路以外の通報は対象外



### 狂犬病予防注射は毎年4月 〜6月に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。6月までに動物病院等で接種してください(温海地域では集合注射を予定)。  
▼狂犬病予防注射には、3月に発送した注射案内ががきが必要です  
▼次の場合は市役所に届出を  
▽犬を飼う場合:市への登録が必要です(新規登録料金3,000円)▽他市区町村から転入した場合:前登録地の鑑札が必要です(紛失の場合は鑑札再交付料1,600円)▽市内での転居または飼い犬が死亡した場合

▼共通 ⑩健康課(にこ♥ふる)☎35・0146または各地域庁舎市民福祉課へ

### 住宅等の浄化槽を設置・ 交換する方へ

次のとおり補助します(公共下水道及び集落排水処理計画区域を除く)。  
▼合併処理浄化槽の設置 ⑩鶴岡・羽黒地域在住の方 他その他の地域には市が設置  
▼単独処理浄化槽・汲み取り便槽等から合併処理浄化槽への交換 ⑩新築・建替えは対象外。同時に、排水設備工事を行う方に、補助金の交付または融資あつせん及び利子補給を行います

▼共通 ⑩上下水道部下水道課☎25・5860

### 下水道用自己メーターは 適正に管理しましょう

下水道料金の減算・加算用自己メーターの有効期限は8年です。期限が切れる前に交換や撤去などをお願いいたします。既に期限が切れている場合は、早急にご対応ください(交換費用は自己負担)。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。  
⑩上下水道部お客さまセンター☎23・7610

### 井戸水などの使用者で下水 道を使用する方へ

井戸水や湧き水を使用する際にメーターの設置が難しい場合は、次のように認定します。

▽井戸水や湧き水のみを使用している場合:1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数に乗じて使用水量を認定  
▽上水道と井戸水等を併用している場合:上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定  
⑩上下水道部お客さまセンター☎23・7609 他世帯人数に変更があった場合は速やかに届け出てください

### 移住世帯に本市の特産品をお届け するおか食の支援

⑩4月1日以降、転入届提出日までに本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課で移住相談をした県外からの移住世帯 ⑩本所地域振興課☎35・11

91 ⑩転動または進学により転入した方を除く

### 住居表示実施地区で建物を 新築・改築した方は届出を

⑩新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して本所市民課☎35・1194へ

### 期日前投票所の立会人を 募集します

⑩公(告) 示日:投票日前日(1日・2日程度) ⑩時:場(場)市役所本所:午前8時30分〜午後8時 各地域庁舎:午前8時30分〜午後7時 ⑩本市に住民登録があり、選挙人名簿に登録されている方で、特定の候補者の選挙運動に関わっていない方 ⑩報酬 9,600円(終日従事の場合) ⑩本所選挙管理委員会事務局☎35・1766 ⑩他市HP

### 令和7年国勢調査員を募集 します

調査業務に理解と誠意をもって携わる方を募集します。ご自身の空いている時間で調査活動ができます。非常勤の国家公務員のため、報酬もあります。  
■業務期間 8月下旬〜10月下旬 ⑩原則20歳以上の方 ⑩業務内容 調査対象者への説明と調査書類の配布、調査票の回収・整理・提出等 ⑩政策企画課統計調査事務室☎26・1645または各地域庁舎総務企画課へ